

令和5年3月10日

令和5年

上毛町農業委員会3月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会3月期定例総会議事録

1.日 時 令和5年3月10日（金）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 21 名 欠席委員 1 名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	○
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	欠	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂水 勇治 欠
末松 直幸 ○
向本 泰一 ○

4.議 案

- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第11号 上毛町空き家に付属する農地の別段面積取扱基準の廃止について
- 議案第12号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について

- 5.その他
- ・令和5年度の定例総会について
 - ・後期分の委員報酬の支払い日について
 - ・次回定例総会日程

会議の経過

令和5年3月10日(金)午前9時00分開会

議長 皆さん おはようございます。

本日は、農業委員会3月期定例総会を開催いたしましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、志摩委員から欠席の連絡がありました。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から3月期定例総会を開催致します。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席1番 奥野委員、 議席2番 水嶋委員を指名いたします。 宜しくお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明を お願いします。

事務局 本日は事務局長は議会对応のため欠席させていただいております。

説明の前に訂正があります。資料は2月27日で締めたものですが、その後3月に1件取り下りありました。それにより賃貸借の6年の所が変更となります。具体的には、面積が8,960、筆数貸し手が2、借り手が2、賃借料の最低金額が10,000円に訂正をお願いします。

それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定についてでございます。

今期分については賃貸借権62件、使用貸借権4件でございます。

まず、賃貸借権分ですが、期間は 1年、3年、4年、5年、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が99,671㎡です。

筆数は61筆で貸し手28名、借り手16名となっております。

賃借料でございますが、現金では反当10,000円～13,000円となっております。

現物では、29kg～60kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、期間は3年、5年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が6,085㎡です。

筆数は4筆で貸し手3名、借り手3名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、7ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決にはいりたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第6号については、原案のとおり可決決定されま

つづきまして

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の8ページをお願いします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字垂水610番、地目は田で面積は193㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字垂水の農事組合法人アナダ農場です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は10～11ページのとおりです。

申請農地は、主要地方道吉富・本耶馬溪線 牛頭天王公園の向かい側の農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第7号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の12ページをお願いします。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の

決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字土佐井299番外6筆、地目は畑及び田で、合計面積は7,733㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は大字土佐井の株式会社ユーアスです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は14～17ページのとおりです。

申請農地は大字土佐井新池付近の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第8号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきましては 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の18ページをお願いします。

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字大ノ瀬468番、地目は田で面積は2,225㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字八ツ並の八ツ繁優さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は20～21ページのとおりです。

申請農地は、大字八ツ並 リースハウスそばのほ場整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第9号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

この案件につきましては、向本委員が当事者でありますので退室をお願いします。

向本委員退席

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の22ページをお願いします。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字垂水1647番 地目は田で、面積は1,525㎡です。譲渡人は、大字垂水の田久さんで、譲受人は大字垂水の向本さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、22,517㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は24～25ページのとおりです。

申請農地は垂水新池団地そばのほ場整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について志摩委員が担当ですが欠席の為事務局説明をお願いします。

事務局 志摩委員から事務局の説明のとおり、問題はないという回答をいただいています。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第10号については原案のとおり可決決定されました。

事務局 向本委員の入室をお願いします。

つづきまして 議案第11号 上毛町空き家に付属する農地の別段面積取扱基準の廃止についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の26ページをお願いします。

議案第11号 上毛町空き家に付属する農地の別段面積取扱基準を廃止する告示案についてでございます。

農地法の改正法【農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)が令和5年4月1日施行されることに伴い、農地等の権利取得に当たっての下限面積の要件(旧農地法第3条第2項第5号)が廃止されることに伴い、当該廃止告示案を提出するもので参考として、27ページ以降「上毛町空き家に付属する農地の別段面積取扱基準を次ページに添付しております。

これにより、4月以降、下限面積要件はなくなりますが、農地の権利取得に必要なそのほか要件は、引き続き継続となります。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

委員 隣接の農地は地目変更する必要があるのか。

事務局 地目変更はする必要はありません。農地法の改正で農地を5反以上所有していなくても、農地を取得できるようになったという事です。

以前は、空き家を買った際に、横にある田んぼを買いたくても5反要件があったので買えませんでした。その要件が撤廃されるということです。

農地を5反持っていなくても、農地を買えるようになったということです。

委員 農家でなくても農地を取得できるのか。

事務局 農業するのが前提であれば、農地を取得することができます。

すぐに地目変更はできません。

委員 空き家バンクに登録している農地だけですか

事務局 今までは例外として空き家に付属する農地は、取得することができましたが、その要件がなくなります。

委員 空き家バンクにかぎらずできるのですね。オープンになるということですね
家を建てて横の農地を買うということができるとですね。

議長 よろしいでしょうか ほかにないですか。
ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第11号については原案のとおり可決決定されま
つづきまして 議案第12号 農地等の利用の利用最適化の推進に関する指針の
制定についてを議題といたします。
事務局 説明をお願いします。

事務局 資料の30ページをお願いします。

議案第12号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてでございます。
農業委員会において「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確
位置付けられており、上毛町農業委員会では、そのための具体的な目標と推進方法を定め
ております。既に平成31年3月に上毛町農業委員会で制定しておりますが、
令和5年4月施行の改正農業委員会法の内容を反映させる必要があるため修正を
行うものであります。
それでは、議案第12号をご覧ください。

資料の31ページをご覧ください。具体的な目標と推進方法についてです。

1点目は遊休農地の発生防止・解消の目標についてです。

まず目標ですが、現状管内の農地面積1,000haに対し、10年後には980haを目標としていま
現状での遊休農地面積は、5.2haですが、10年後には2.6haにすることが目標です。
割合にすると0.52%から0.26%となります。

なお、管内の農地面積は、直近の耕地及び作付面積統計の数値であり、目標数値は、
農地転用等による減少面積の直近3年分を勘案して算定しております。

(毎年約2.0haの減少：農地転用・非農地判断)

次に、具体的な推進方法ですが、

- ①農地の利用状況調査と、利用意向調査の実施
- ②農地中間管理機構との連携
- ③非農地判断の明確化

の3つとしております。詳細は資料30～32ページをご覧ください。

資料の32ページをご覧ください。

2点目は、担い手への農地利用の集積・集約についてです。

まず目標ですが、現状の担い手への集積面積は655haですが、10年後の目標として805ha

設定しています。

集積率に換算すると、65.5%から82.1%となります。

なお、集積面積は担い手の農地利用集積状況調査の利用集積面積の数値で設定いたし

次に、具体的な推進方法ですが、

- ①地域計画の作成・見直し
- ②農地中間管理機構等との連携
- ③農地の利用調整と利用権設定

の3つとしております。詳細は資料33～34ページをご覧ください。

資料の34ページをご覧ください。3点目は新規参入の促進についてです。

まず目標ですが、3年後の新規参入者個人を3人、法人を1人とし、10年後の目標を個人5人、法人を3人としています。

この数値は現状の担い手農家の数や遊休農地の発生状況を考慮し、設定しております。

具体的な推進方法として

- ①関係機関との連携
- ②新規就農フェア等への参加
- ③農業委員会へのフォローアップ活動

の3つとしております。詳細は資料34～35ページをご覧ください。

単年度の具体的な活動については、毎年年度当初の農業委員会で審議をお願いすること
します。私からの説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第12号については原案のとおり可決決定されま
以上で本日子定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について3点、ご説明申し上げます。

まず、1点目は令和5年度の定例総会についてです。

配付資料1をご覧ください。

令和5年度の定例総会日程表でございます。

開催日は、基本的に毎月10日とし、10日が休日の場合は後ろへ下げています。
また、農地転用許可申請書等の締切日は毎月25日とし、休日の場合は後ろへ下げている
2点目ですが、後期分の委員報酬の支払日についてです。
支払日につきましては、3月27日(月)を予定しておりますので、確認のほどよろしくお願
い
3点目ですが、次回4月期の定例総会については、4月10日(月)を予定しております。
定例総会に欠席された委員さんにおかれましては、後日役場まで資料の受け取りをお願い
します。
事務局からは以上でございます。

議 長 委員の方から何かありましたらお願いします。

委 員 農地マップ(目標地図)の作成に関してですが現在の利用権設定の状況をもとに
作成すると思いますが、利用権設定の前に集約の調整をどこまでふみこんで
行うのですか。

事務局 農地集約のときに効率よく出来たらいいのですが エリアについて現時点の耕作者を
地図におとして、それから協議をさせてもらってそれから調整をするということになります。
できるだけ、今の時点でさせてもらいたい気はあるのですが、まだそこまで出来てないのが
現状なんです。

今まで自分で耕作してきたが、新規で誰に頼んでいいかわからない場合には、近隣の農地
耕作している農家に相談をしています。
本来であれば全ての農地に対して々対応をしたいのですが、今までずっと耕作している農
集約していくには、交換も考えなくてはなりません。
今後、一度素案の地図を作成後に、農業委員さんにもご意見を聞きながら作成したいと
思います。

委 員 なかなか難しいですね 今までの事もあるから
付き合いもあるからね。

事務局 今まで作ってもらってて耕作者を変更する場合の交換はなかなか難しいです。
目標地図を作った後に、どうしても変更が必要な場合は、見直しをすることもできます。

委員 頑張ってください。

議 長 他にないですか。

それでは、これで3月期定例総会を終了します。

令和5年3月10日 午前9時30分閉会